

# 入札説明書

## 委託事業名

令和6年度分給与支払報告書受付及び処理業務

新潟市財務部市民税課

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、新潟市契約規則(昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。)、本件の調達に係る入札公告(以下「入札公告」という。)のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者(以下「競争入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

令和6年度分給与支払報告書受付及び処理業務

### (2) 業務の特質等

「令和6年度分給与支払報告書受付及び処理業務仕様書」のとおり

### (3) 履行場所

新潟市財務部市民税課の指定する場所

### (4) 契約期間

令和6年1月10日(水)～2月15日(木)

### (5) 入札方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本市の入札参加資格者名簿(業務委託)に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表第2の9の措置要件に該当しない者であること。
- (5) 「プライバシーマークの認定」又は「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証(ISO27001認証)」のいずれかを取得している者であること。

## 3 問い合わせ先等

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル3階)

新潟市財務部市民税課

電話(直通):025-226-2251

FAX:025-223-4958

e-mail:shiminzei.to@city.niigata.lg.jp

## 4 競争入札参加申請等

- (1) 様式第1号「一般競争入札参加申請書」、及び様式第2号「秘密保持誓約書」を、令和5

年11月16日(木)午後5時までに上記3の場所に持参し、申請すること。

なお、受付時間は、市役所開庁日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 入札参加申請者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 5 入札保証金

新潟市契約規則第10条第2号により、入札保証金は免除する。

## 6 入札及び開札

### (1) 入札・開札日時及び場所

ア 日 時 令和5年11月22日(水)午後2時

イ 場 所 古町ルフル3階 災害対策室

(2) 競争入札参加者又はその代理人は、別添の仕様書、契約書(案)及び規則を熟知の上、入札をしなければならない。仕様書について疑義がある場合は、様式第3号「質疑書」を令和5年11月7日(火)から令和5年11月14日(火)午後5時までに、上記3へ電子メールにより提出すること。

なお、受け付けた質問については、11月15日(水)午後5時までに、入札参加資格を認められた者全員に、電子メールにて回答する。

(3) 競争加入者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。

(4) 入札室には、競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(5) 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。

(6) 競争加入者は、代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。

(7) 競争加入者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札終了まで入札室を退室することはできない。

(8) 競争加入者又はその代理人は、様式第4号「入札書」及び様式第5号「委任状」を使用すること。

(9) 競争加入者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した様式第4号「入札書」(以下「入札書等」という。)を提出しなければならない。

ア 競争加入者の住所、会社(商店)名、入札者氏名及び押印(外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。)

イ 代理人が入札する場合は、競争加入者の住所、会社(商店)名、受任者氏名(代理人の氏名)及び押印

ウ 入札金額

エ 履行場所

オ 履行名称

「仕様書のとおり」という記載でも構わない。

- (10) 入札書等及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
- (11) 入札書等は封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日付、品名、競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。
- (12) 入札書等及び委任状は、ペン又はボールペン（鉛筆は不可）を使用すること。
- (13) 競争加入者又はその代理人は、入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと（金額を除く）。
- (14) 競争加入者又はその代理人は、その提出した入札書等の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (15) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (16) 談合情報等により、公正な入札が行われぬおそれがあると認められるときは、抽選により入札者を決定するなどの場合がある。
- (17) 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (18) 開札した場合においては、競争加入者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。競争加入者又は代理人が開札に立ち会わない場合は、再入札に参加する意思がないものとみなす。また、後記7の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (19) 再入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規程により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した競争加入者と随意契約の交渉を行うことがある。

## 7 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書等の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札
- (5) 公正さを疑うに足る相当な理由があると認められる入札
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- (7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

(9)入札書記載の金額を加除訂正した入札

(10) 上記(4)、(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

## 8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書等を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

## 9 契約保証金

新潟市契約規則第33条により、契約額の100分の10の金額とし、現金若しくは銀行が振り出し、若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てる。ただし、同規則第34条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 10 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から契約開始日の間に速やかに当該契約を締結する。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延長することができる。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

## 11 支払いの条件

納入物品等の代金は、当市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

## 12 契約条項

別添「契約書(案)」による。

## 13 その他

- (1)入札書の提出期限は、公告文に指定した入札書提出期限とし、提出期限以後に到着した入札書は、いかなる理由があっても無効とする。
- (2)入札書の到着確認、落札者決定まで入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。なお無効となった入札書は返却する。